

※赤字は今年度の改定箇所

所沢市立山口中学校PTA会則(案)

第一章 総則

第 1 条 (名称及び事務局)

本会は所沢市立山口中学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

第 2 条 (目的)

本会は本校生徒の保護者またはこれに相当する者および本校教職員がお互いに協力して、学校教育の振興と会員の研修および親睦を図ることによって本校生徒の健全な発達と幸福を増進することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 家庭と学校の緊密な連携
2. 教育上適切な環境の整備
3. 学校行事への協力
4. 本校生徒の福祉増進のための協力援助
5. 会員相互の研修および親睦
6. その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 条 (方針)

本会は特定の政党・宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為を行わない。

第二章 会員

第 5 条

本会は本校生徒の保護者またはこれに相当する者および本校教職員が会員となる資格を有する。

入会届を本部に提出することで会員となり、退会時は退会届を本部に提出する。

第三章 総会

第 6 条

総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第 6 条の2

総会は毎年1回年度はじめに集会または書面等にて定期総会として開催し、次の事項の議決を行う。

1. 事業報告および決算報告の承認に関する事項
2. 事業計画および予算の決定に関する事項
3. 会則の変更等に関する事項
4. 本部役員の承認に関する事項
5. その他の重要事項

また臨時総会については、全体会議がその必要性を認めた時に行うものとする。

第 6 条の3

書面等にて定期および臨時総会を行う場合は、議決権行使書を用いて議題を審議する。

尚、議決権行使書未提出及び白紙・記入漏れは賛成に含むものとする。

第 6 条の4

総会は委任状を含め全会員の三分の一の出席を得て成立し、出席者の過半数をもって議決する。

書面等にて定期および臨時総会を行う場合は、電子ファイルを含む書面の配布をもって成立し、議決権行使書の内容等をもって議決する。尚、同数の場合は議長判断とする。

第 6 条の5

総会の議長は前年度PTA会長が務める。

第四章 本部

第 7 条（構成）

本会には次の役員によって構成される本部をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 3 名(うち1名は本校教頭)
3. 書 記 3 名(うち1名は本校教職員)
4. 会 計 3 名(うち1名は本校教職員)

第 8 条（任務）

本会本部役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は必要な会務を処理し、会議を記録する。
4. 会計は本会の会計を処理する。

第 9 条（選考）

本会本部役員の選考は、別に定める細則内の「所沢市立山口中学校PTA本部役員選考規程」により行うものとする。

第 10 条（任期）

本会本部役員の任期は当該年度定期総会議案承認時から次年度定期総会議案承認時までとし、再任を妨げない。また欠員が発生した場合は全体会議にてその補充を検討し、その任期は前任者の残存期間とする。

第五章 監査

第 11 条（構成）

本会には次の人員によって構成される監査をおく。

監査 3 名

第 12 条（任務）

監査は本会の会計を監査する。

第 13 条（選考）

監査についてはその中立性から、運営会議構成者以外の会員から選出する。

第六章 会議

第 14 条

本会には次の会議をおく。また学校長は全ての会議に出席して意見を述べる事ができる。

1. 全体会議
2. 運営会議

第 15 条（全体会議）

本会の重要事項に対する審議を行う会議であり、本部役員および第14条に定める委員会に所属する全委員をもって構成する。議長はPTA会長が務める。

必要に応じて開催し次の事項の審議を行う。

1. 総会議案に関する事項
2. 本部役員の補充に関する事項
3. 各委員会の編成
4. 特別委員会の設置に関する事項
5. その他必要事項

第 16 条（運営会議）

本会運営上の議決を行う会議であり、監査を除く本部役員および広報委員会・学年委員会・支部委員会・選考委員会の委員長・副委員長をもって構成する。議長はPTA会長が務める。

必要に応じて開催し、次の事項の議決を行う。重要事項の議決については、全体会議に報告しその審議を求めるものとする。

1. 疑義を生じた会則の解釈に関する事項
2. 予算の補正に関する事項
3. 学校行事への協力に関する事項
4. 委員会間の緊密な連携
5. その他必要事項

第七章 委員会

第 17 条

本会には次の委員会をおく。また学校長は全ての委員会に出席して意見を述べる事ができる。

1. 広報委員会
2. 学年委員会
3. 支部委員会
4. 選考委員会
5. すみれ学級運営委員会

第 18 条（広報委員会）

学校およびPTA活動等取材し、これを会員に周知すべく広報紙の企画・編集・発行を行う事を目的とした委員会であり、学年選出の委員および本校教職員をもって構成する。

第 19 条（学年委員会）

学年・学級の自主的な活動の推進を図り、必要ある場合は他の委員会と連絡提携しその効果を高める事を目的とした委員会であり、各学年の選出委員および本校教職員をもって構成する。

第 20 条（支部委員会）

支部活動の推進および生徒の校外生活の健全化の施策、教育環境の整備と浄化を図り、必要ある場合は他の専門委員会または関連団体と連絡提携しその効果を高める事を目的とした委員会であり、支部選出の委員および本校教職員をもって構成する。

第 21 条（選考委員会）

本会の次年度の本部役員選考について、別に定める細則内の「所沢市立山口中学校PTA本部役員選考規程」に則り候補者を選考する事を目的とした委員会であり、支部選出の委員をもって構成する。

第 22 条（すみれ学級運営委員会）

会員の知見教養を深め、家庭でのコミュニケーション向上を図る一助となるよう教養講座および講演等の企画・運営を行う事を目的とした委員会であり、各学年の選出委員および本校教職員をもって構成する。

第 23 条（委員の選出）

本会の委員会の委員選出は以下のとおりとする。教職員の委員は本校教職員の中より選出する。

1. 広報委員会

旧学年でおおよそ10～12名、互選により選出する。構成は随時改編出来るものとする。但し新1年生の保護者またはこれに相当する者は入学時の新学年で選出する。

2. 学年委員会

旧学年にて学級数のおおよそ2倍となる人数を互選により選出する。但し新1年生の保護者またはこれに相当する者は入学時の新学年で選出する。

3. 支部委員会

各支部の会員から3名、互選により選出する。

4. 選考委員会

各支部の会員から1名、互選により選出する。

5. すみれ学級運営委員会

旧学年でおおよそ10～12名、互選により選出する。構成は随時改編出来るものとする。但し新1年生の保護者またはこれに相当する者は入学時の新学年で選出する。

第 24 条（委員長・副委員長の選出）

本会の委員会は、委員の互選により各委員会ごとに委員長1名・副委員長2名を選出する。

但しすみれ学級運営委員会は会長が委員長を兼任し、副委員長は設けない。

第 25 条（委員の任期）

本会の委員の任期は当該年度定期総会議案承認時から次年度定期総会議案承認時までとする。

第 26 条（免除規定）

本部役員および各委員会の委員長について、年代を問わず、過去に1期でも所沢市立山口中学校PTAにて本部役員および各委員会の委員長を経験した者については、以降全て（今後山口中学校に入学されるお子さまの期を含む）の本部役員および各委員会委員の選出対象外とする。

ここでいう本部役員とは、所沢市立山口中学校PTA会則第4章本部に記されている役員のうち会長・副会長・会計・書記を指す。

各委員会の委員について、現在在籍されているお子さま1名につき1期、所沢市立山口中学校PTAにて各委員会の委員を経験した者については、該当するお子さまが在籍されている残期間について本部役員および各委員会委員の選出対象外とする。

（但し双子等で同学年に複数のお子さまが在籍する場合は1期の経験でOKとする）

また特別な事由により免除を申し出た者については、本部にて協議する。

第八章 会計

第 27 条

本会の経費は会員より納入された会費及びその他の収入により、予算に基づき第2条の目的のために支出する。

第 27 条の2

会費は1家庭あたり年額2,000円を上限として前年度の支出実績、物価、会員数等を考慮し毎年度決定する変動型とし、年度当初において一括納入とする。(安全互助会費用を含む)
減免措置等については必要に応じ都度検討する。

第 27 条の3

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第九章 個人情報の取り扱い

第 28 条

本会は取得した個人情報を次の目的で使用する。

1. 会費の納入管理のため
2. 総会資料作成、活動における行事等の案内(メール連絡含む)および各イベント等への参加者確認のため
3. 活動の企画・検討・連絡調整のため
4. 本部役員および各委員等の選考・選出のため
5. 本部役員および各委員等の連絡網作成のため

第 28 条の2

本会は、次の個人情報を第23条に定めた使用目的を示した上で、PTA会員より取得する。

1. 氏名
2. 住所
3. 電話番号
4. メールアドレス

第 28 条の3

本会における個人情報の管理者は会長とする。また取り扱い者は本部役員および選考委員とする。
紙ベースの個人情報は、施錠出来るロッカー等に保管する。
電子データの個人情報は、所沢市情報セキュリティポリシーに則り保管する。

第 28 条の4

個人情報の管理者および取り扱い者は重要性を理解し、その取扱いには十分注意を払わなければならない。

第 28 条の5

本会は、上記目的を達成するため、本人の同意を得た上で取得した個人情報を各委員会と共同使用する
場合がある。それ以外の第三者に対しては、提供しない。
共同使用の場合は書面等に必要事項を記入の上、提出して本会が保管する。

第 28 条の6

本会が所有している個人情報については、本人から開示または訂正等の請求があった場合は、本会は遅滞なく対応しなければならない。

第 28 条の7

本会は、保有している個人情報について使用する必要が無くなった時は、遅滞なく破棄するものとする。破棄にあたっては第三者が読み取れないよう破碎等の処置を施す。

第十章 附則

第 29 条（会則の変更）

本会則の変更は総会の議決によって行う。

第 30 条（発効）

本会則は昭和48年4月21日より施行する。

本会則は昭和56年4月25日より改正施行する。

昭和58年5月14日一部改正する。

昭和47年5月23日一部改正する。

昭和60年4月20日一部改正する。

平成2年5月12日一部改正する。

平成6年5月21日一部改正する。

平成9年3月1日一部改正する。

平成10年12月17日一部改正する。

平成15年4月28日一部改正する。

平成17年5月2日一部改正する。

平成18年5月2日一部改正する。

平成25年5月2日一部改正する。

平成27年5月2日一部改正する。

平成30年5月2日一部改正する。

令和2年6月30日一部改正する。

令和4年4月22日一部改正する。

令和5年4月26日一部改正する。

所沢市立山口中学校PTA細則

細則 第 1 条

本会の運営のために細則を設ける。

細則①:所沢市立山口中学校PTA本部役員および監査選考規程

細則① 第 1 条

本規程は会則第9条に基づき、本部役員および監査選考に関する必要事項を定めたものである。

細則① 第 2 条

本部役員および監査選考に関しては選考委員会を設立し、委員会において候補者の選考を行う。

細則① 第 3 条

選考委員会の構成は次のとおりとする。

各支部(堀之内・泉1・泉2・泉3・泉4・荒幡1・荒幡2・荒幡3・荒幡4)より1名、計9名

上記の者の互選により、委員長1名及び副委員長2名を選出する。

細則① 第 4 条

候補者として選考する本部役員および監査は次のとおりとする。

1. 会長候補 1名
2. 副会長候補 3名(うち1名は教頭)
3. 書記候補 3名(うち1名は教職員)
4. 会計候補 3名(うち1名は教職員)
5. 監査候補 3名

細則① 第 5 条

上記本部役員および監査として選考した候補者は総会にて承認を求め、結果を全体会議にて報告する。

この場合選考委員会は予め候補者の同意を得るものとする。

細則① 第 6 条

本規程の変更は全体会議の議決によって行う。

細則① 第 7 条

本規程は昭和48年4月21日より施行する。

昭和56年1月27日一部改正する。

平成2年5月12日一部改正する。

平成7年5月20日一部改正する。

平成15年4月28日一部改正する。

平成27年5月2日一部改正する。

令和4年4月22日一部改正する。

令和5年4月26日一部改正する。

細則②; 所沢市立山口中学校PTA慶弔に関する規程

細則② 第 1 条

本規程は会員および生徒の慶弔等に関する基準を示したものである。

細則② 第 2 条

慶弔等の名称及び範囲は次のとおりとする。

- | | | |
|-------|--|-------------------------|
| 1. 祝儀 | (1)教職員の結婚に関して | 5,000円 |
| | (2)本校の部活動で関東大会以上への大会出場に関して | 団体 10,000円
個人 3,000円 |
| | (運動部は中学校体育連盟主催、吹奏楽部は吹奏楽連盟主催とする) | |
| 2. 見舞 | 生徒および教職員が疾病等により1ヶ月以上入院した時 | 5,000円 |
| 3. 弔慰 | 生徒ならびに会員および教職員の家族が死亡した時は、次の各項により弔慰を敬供する。 | |
| | (1)生徒および会員 | 5,000円 |
| | (2)教職員およびPTA運営会議構成者 | 10,000円 |
| | (3)教職員の家族(配偶者および父母・子女) | 5,000円 |

細則② 第 3 条

前条の範囲に関わらず贈呈が必要と認められる事由が発生した場合は、会長および副会長がその都度協議して運営会議に報告する事をもって承認とする。

細則② 第 4 条

本規程によって贈られた金品等の返礼は一切受けない。

細則② 第 5 条

本規程の変更は全体会議の議決によって行う。

細則② 第 6 条

本規程は昭和56年1月26日より施行する。

平成5年4月17日一部改正する。

平成10年5月16日より一部改正する。

平成18年5月2日一部改正する。

平成23年1月18日一部改正する。

令和4年4月22日一部改正する。

令和5年4月26日一部改正する。